

休眠預金等活用法に基づく異動事由について

当行との預金取引（旧イオンコミュニティ銀行から承継した定期預金（旧イオンコミュニティ銀行）及びインターネット定期預金（旧イオンコミュニティ銀行）に限ります。）において、休眠預金等活用法に基づく異動事由として取り扱う事由は、以下のとおりです。

1. お引出し、お預入れ、お振込みの受入れ、お振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
2. 第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
3. 預金者等から、休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告の対象となっている預金等に関し、休眠預金等活用法第3条第4項に定める情報の提供の求めがあったこと（ただし、当行が把握できる場合に限りします。）
4. 預金者等による残高の確認の求めがあったこと
例) 店舗での残高照会または残高証明書発行依頼等。
（ただし、当行が把握できる場合に限りします。）
5. 預金者等の申出による契約内容または顧客情報の変更があったこと
例1) 預金種別の変更、口座移管等
例2) 氏名・名称、住所、連絡先、勤務先、収入または資産等、当行が把握するお客さまに関する情報の変更等
（ただし、当行が把握できる場合に限りします。）
6. 預金者等による休眠預金等活用法第2条第4項の預金等に係る休眠預金等活用法第7条第3項各号に掲げる事項の全部または一部に係る情報の受領があったこと
例) メールまたは郵送による定期預金満期通知の受領
（ただし、当行が把握できる場合に限りします。）